妊婦初回産科受診料助成事業について

低所得世帯の妊婦の方の経済的負担軽減を図るため、妊娠の判定を受ける ために産科医療機関を初回受診した際の費用の一部を公費で助成します。



対象者

市販の妊娠検査薬で陽性を確認し、妊娠判定のための初回産科受診時に以下のすべてに該当する方 *令和5年4月1日以降初回受診された方に限ります。

- ①屋久島町に住民登録を有する方
- ②住民税非課税世帯(生活保護受給世帯を含む)に属する方、またはこれと同等の所得水準と確認できる方。

以下の内容に同意いただくことが必要です。

- 産科医療機関等の関係機関と町が必要に応じて、支援に必要な情報を共有すること
- 事業の審査において、町が世帯の課税状況を課税部局又は前住所地等に照会すること

助成金額

初回産科受診1回につき、上限10,000円

- *1回の妊娠につき、1回限りの申請となります。
- *助成額は自己負担額と助成限度額のうち、少ない額となります。
- *妊婦健診に係る費用、医療保険適用分の費用は対象外です。

申請方法

産科医療機関等を受診後、以下の必要書類を添えて申請してください。

*初回産科受診日の翌日から1年以内に申請してください。

	申請に必要なもの
1	屋久島町妊婦初回産科受診料助成申請書兼請求書 (本人以外の口座へ振込み希望の場合は委任状が必要)
2	受診した医療機関の領収書及び診療明細書(令和5年4月1日以降の受診日が該当)
3	本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等公的身分証明書)の写し
4	町で世帯の課税状況が確認できない場合は、同等の所得水準と確認できる書類
5	受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)の写し
6	印鑑(シャチハタ不可)

【問い合わせ先】

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20 屋久島町役場 福祉支援課

子育て支援係

☎0997-43-5900(内線 165)